海難防止へのインフォメーション 運輸安全委員会報告書

運輸安全委員会は、令和6年10月31日(木)、船舶事故等調査報告書をホームページで公表しました

- ・ 帯 石炭運搬船ENERGIA CENTAURUS乗組員死亡(山口県徳山下松港第2区下松地区K-1桟橋 令和5年9月21日発生)
- ・ 船舶事故調査報告書一覧 (地方事務所取り扱い案件)(13件) [🄼 92KB]
- ・ 船舶インシデント調査報告書一覧(地方事務所取り扱い案件)(2件)[3 57KB]
- ・ 船舶事故等調査報告書一覧 (地方事務所取り扱い案件) (軽微) (41件) [¾ 143KB]

上記事故のうち、東京(委員会事務局)と神戸事務所の船舶事故調査報告書2件について、"概要版"を作成しました 公表された調査報告書をもとに当協会の責任で編集しましたので、詳細は運輸安全委員会のHPでご確認ください

- ① <u>石炭運搬船A(73583トン)乗組員死亡</u> 夜間、山口県徳山下松(くだまつ)港において、石炭運搬船Aは、着桟して荷役作業中、甲板長が、走行中の荷役装置と、上甲板上 の構造物との間に体を挟まれて死亡した
- ② <u>油タンカーA(748トン)漁船B(8.5トン)衝突</u> 高知県室戸(むろと)岬南方沖において、油タンカーAは、北東進中、漁船Bは、漂泊中、両船が衝突した

(公財)海難審判・船舶事故調査協会

海難防止への インフォメーション

① 石炭運搬船A(73583トン)乗組員死亡

(夜間、徳山下松港において、石炭運搬船Aは、荷役作業中、甲板長が、走行してきた自動式揚げ荷装置[以下「SUL」という]の走行部と、走行レール付近にある支柱「以下「本件支柱」という]との間に体を挟まれて死亡した)

【事故概要】

夜間、徳山下松港において、石炭運搬船A(73583トン、24人乗組)は、着桟して荷役作業中、甲板長が、走行してきたSULの走行部と、本件支柱との間に体を挟まれて死亡した

《原因•背景等》

- ◎ 甲板長が、油圧配管の漏油箇所を点検する目的で、要注意区域である走行 レール付近に立ち入った
- 甲板長は、点検作業が短時間ですぐに完了すると思っていた可能性がある
- SULが走行してきたのは、荷役作業員から荷役航海士等に荷役作業を開始する旨の連絡が入ったこと、並びに甲板長及び乗組員Aが本件点検作業に入る前、荷役航海士等に連絡していなかったことによる
- 甲板長が走行レール付近で本件点検作業を続けていたのは、ステージ等の下に入り込んだ乗組員Aの様子を見るために前かがみの姿勢でのぞき込み、視界が制限されるとともに、周囲の騒音によりSULの走行中の警報音が聞こえず、その接近に気付かなかったことによる(以下省略)

《再発防止策》

- (1) 船長は、乗組員に対し、SMSマニュアル及びその他の規定に定める荷役 作業の取決め及び手順を再認識させ、荷役作業中、危険エリアに入って点 検作業や保守整備作業を行うことがないよう繰り返し指導すること
- (2) 乗組員は、点検作業等を行うとき、荷役作業責任者に報告して許可を得た 後、荷役装置の停止を確認し、見張り員を配置するなどの安全を確保すること(以下省略)

【発生日時】令和5年9月21日21時56分ごろ

【発生場所】山口県徳山下松港

【死傷者】死亡1人(甲板長):肋骨骨折を生じ、血気胸による窒息

【損傷等】なし

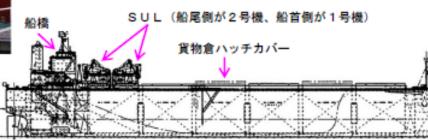
*本調査報告書は、R6.10.31に公表されました。詳細は運輸安全委員会のHPでご確認下さい



本事故当時、船尾側から船首方に走行



乗組員A



本船





本件油圧配管

本件ステージ

走行レール ← 本件点検作業イメージ図

貨物倉右舷側の状況

海難防止への インフォメーション

② 油タンカーA(748トン)漁船B(8.5トン)衝突

(高知県室戸岬南方沖において、油タンカーAは、北東進中、漁船Bは、漂泊中、両船が衝突した)

【事故概要】

油タンカーA(748トン、7人乗組、空船)は、徳山下松港を 出航し、三重県四日市港に向けて北東進中、漁船B(8.5トン、2人乗組)は、さんご漁の目的で、室戸岬港を出航し、 漁場に到着後、漂泊中、室戸岬南方沖において、両船が衝 突した 【発生日時】 令和5年9月9日07時25分ごろ

【発生場所】高知県室戸岬南方沖

【 死 傷 者 】 A船:なし

B船:軽傷1人(乗組員)

【 損 傷 等 】 A船:球状船首右舷側に擦過傷

B船:船体が中央部付近で2つに分断(全損)

《原因•背景等》

- ◎ 航海士Aは、左舷船首方及び右舷船首方にそれぞれ認めた約5~6隻の小型漁船群の間を通過しようと左に変針したことから、左舷船首方の室戸岬との接近状況に意識を向け、継続的にB船の動静に注意を払っていなかったため、B船が前路で漂泊を始めたことに気付くのが遅れた
- ◎ 船長Bは、自船に接近する大型船がいれば汽笛を鳴らされると思い、近くの僚船の動静に意識を向け、周囲の見張りを適切 に行っていなかったため、左舷方から接近するA船に気付かなかった

《再発防止策》

- 船橋当直者は、船首方を通過しようとする漁船を認めた場合、確実に船首方を通過するまで継続的に見張りを行い、漁船が 自船に気付いていない場合があるので、余裕のある時機に汽笛を吹鳴するほか、減速や針路変更を行うなど、衝突を避ける ための措置を採ること
- 漁船等小型船舶の船長は、航行中、特定の方向のみに意識を向けず、常時、周囲の見張りを行うこと
- ・ 漁船等小型船舶の船長は、他船に自船の存在を確実に伝えるとともに、他船の接近に早期に気付くことができるように、AISを設置し、操船及び周囲の見張りに活用することが望ましい
- ・ 漁船の船長は、操業中、海上衝突予防法の規定に従い、錨泊中を示す黒色の球形形象物ではなく、漁ろうに従事していることを示す黒色の鼓形形象物を掲げること
- ・ 小型船舶の乗船者は、暴露甲板上においては救命胴衣を着用すること

D.31に公表されました。 詳細は運輸安全委員会のHPでご確認下さい

